

第3次 宮古島市情報化推進計画

宮古島市
令和4年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と位置づけ.....	1
1.1 策定の趣旨.....	1
1.2 計画の期間.....	2
1.3 計画の位置づけ.....	2
2. 計画策定の背景.....	3
2.1 宮古島市における情報化の取り組み.....	3
2.2 自治体を取り巻く情報化の動向.....	3
2.3 国の情報化の動向.....	4
2.4 沖縄県の情報化の動向.....	5
第2章 宮古島市の情報化について	6
1. 基本方針と7つの指針.....	6
1.1 基本方針.....	6
1.2 7つの指針.....	7-9
2. 計画における取り組み.....	10
2.1 施策一覧.....	10
2.2 施策詳細.....	11-22
第3章 計画の推進	23
1. 計画の推進体制.....	23
1.1 推進体制.....	23
2. 計画の進捗管理.....	24
2.1 進捗管理.....	24
資料編	25-30

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と位置づけ

1.1 策定の趣旨

本市では、平成19年に「宮古島市情報化推進計画」、平成29年に「第2次情報化推進計画」を策定し、行政効率化と市民サービス向上を目指し情報化を進めてきました。

この間、ICT¹は急速に進展し、島内全域にも光回線などのブロードバンド回線²が整備され、スマートフォンやタブレット端末などで利用されるモバイル通信環境³の高速化が進み、いつでもどこでもインターネットの利用ができる環境が整備されつつあります。この環境の変化は市民生活にも大きな影響を与え、google など情報通信技術を活用した各種検索エンジンの活用や Facebook や Twitter といったSNS⁴の利用が一般化し、コミュニケーション手段が変化すると共に市民のニーズにも変化が出てきています。

また、新型コロナウイルス感染症対策において、国・地方自治体の体制不足が顕著となり、アフターコロナの「新しい生活様式」への対応が求められています。加えて2040年問題で指摘される少子高齢化や人口減少の影響から派生する労働力不足の深刻化が危惧されており、これらの課題に対応するためデジタル化による社会の構造変革が求められています。そのため国では、デジタル庁開設や自治体DX⁵推進計画を策定するなど、自治体のデジタル技術のICTの利活用による課題解決と地域社会の構造改革による活性化や発展を推進しています。

これらのICTを取り巻く環境や社会情勢の変化、国・県の施策及び本市の現状・課題を踏まえ、市民の利便性の向上を図り、市の情報化政策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新たに令和4年度から令和9年度を計画期間とする「第3次宮古島市情報化推進計画」(以下、「本計画」という)を策定することとしました。

本計画では、これまでの情報化推進計画からさらに住民向けサービスに重きを置き、国の進めるデジタル社会への対応を念頭に、市民のニーズを踏まえた市民の利便性向上や業務の効率化を推進します。

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

(出典)令和2年12月25日IT総合戦略本部、閣議決定資料より

¹ 情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどのこと。IT、情報通信技術とも言う。

² FTTH や ADSL などの高速・大容量通信を可能とするインターネット回線のこと。

³ 無線を利用した通信のこと。特に携帯電話会社などが提供するデータ通信環境をさす。

⁴ ソーシャルネットワーキングサービス。インターネット上の交流(コミュニケーション)を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。Facebook(フェイスブック)やtwitter(ツイッター)などがある。

⁵ DX(デジタルトランスフォーメーション)。Dはデジタル化、Xはトランスフォーメーション(変革)のことで、アナログが含まれる状況をデジタル化し、さまざまな物事を変革していくこと。

1.2 計画の期間

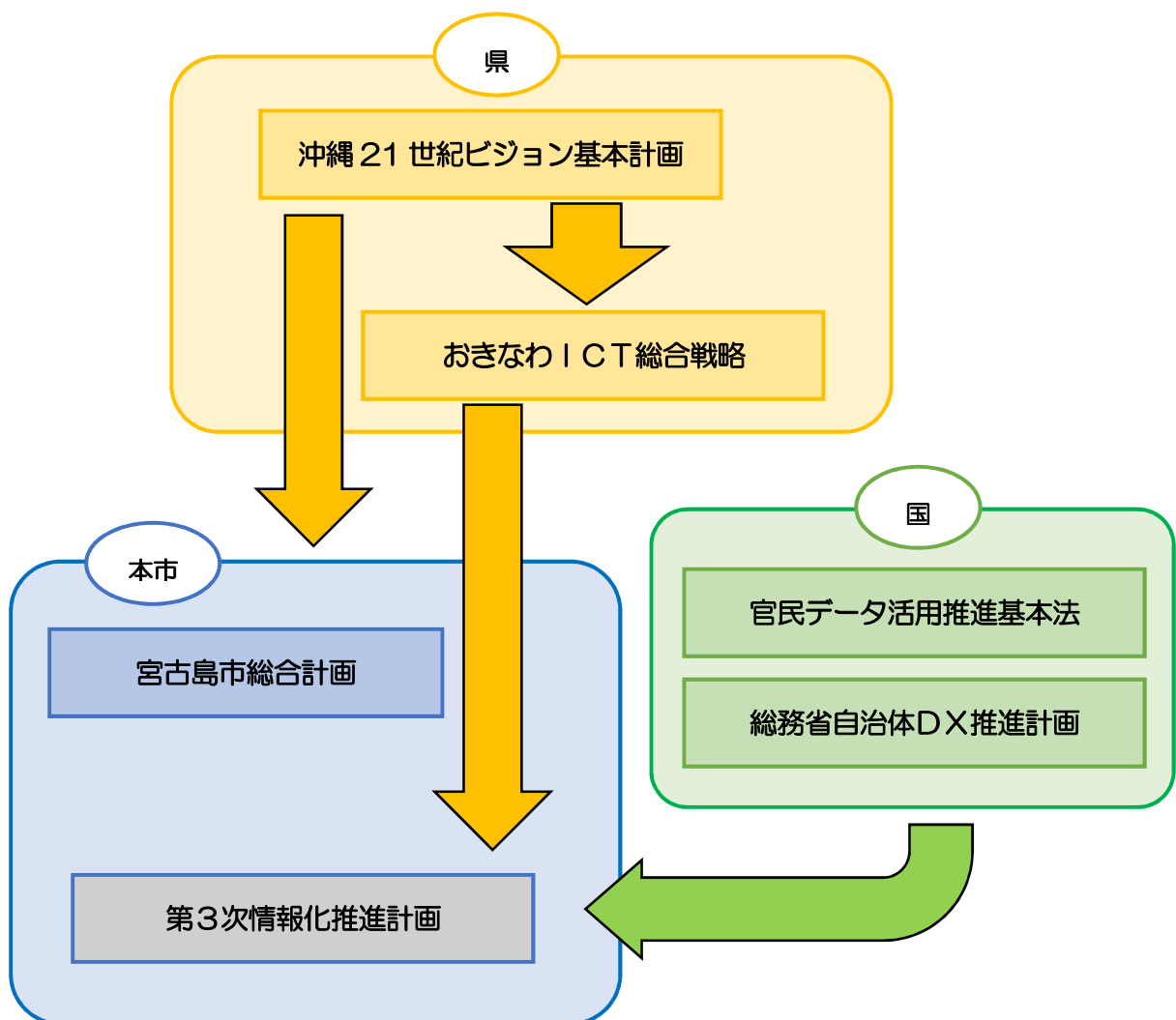
令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

ICT環境は常に変化するものであり、かつて有効であった技術が急速に陳腐化し、より有効な新しいサービスがでてくるが多々あります。こうした変化に柔軟に対応していくため、本計画期間内でも内容の見直しを行うことがあります。また、必要に応じて計画期間を延長することがあります。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「第2次宮古島市情報化推進計画(平成29年度版)」の後継計画です。計画体系においては、「宮古島市総合計画」に基づく個別計画として位置付けられます。あわせて、本計画を「官民データ活用推進基本法」に基づく「市町村官民データ活用推進計画」、「自治体DX推進計画」(令和2年12月25日)に沿った内容として位置付けます。

図 1-2 計画の位置づけ



2. 計画策定の背景

2.1 宮古島市における情報化の取り組み

本市では「宮古島市情報化推進計画(平成19年度版)」(以下、「第1次計画」という)のもと『情報化で ころつなく 結いの島 宮古』、「第2次情報化推進計画(平成29年度版)(以下、「第2次計画」という)のもと「市民の利便性向上と行政事務効率化のための情報通信技術の活用」を基本理念に据え、情報化を推進してきました。

これまでに「市ホームページのウェブアクセシビリティ⁶に配慮したシステムへの更新」、「各種申請様式のダウンロードの充実」、「自動交付機の導入」、「コンビニ交付」、「総合窓口システム導入」、「SNSを活用した情報発信」等の施策により市民生活の利便性向上に取り組むと共に「職員1人1台のPC 配備」、「文書管理システムの導入」、「情報セキュリティポリシー⁷の策定及びセキュリティシステムの導入」、「ネットワーク強靱化(三層分離)」等の行政事務の効率化とセキュリティ向上にも取り組んできました。

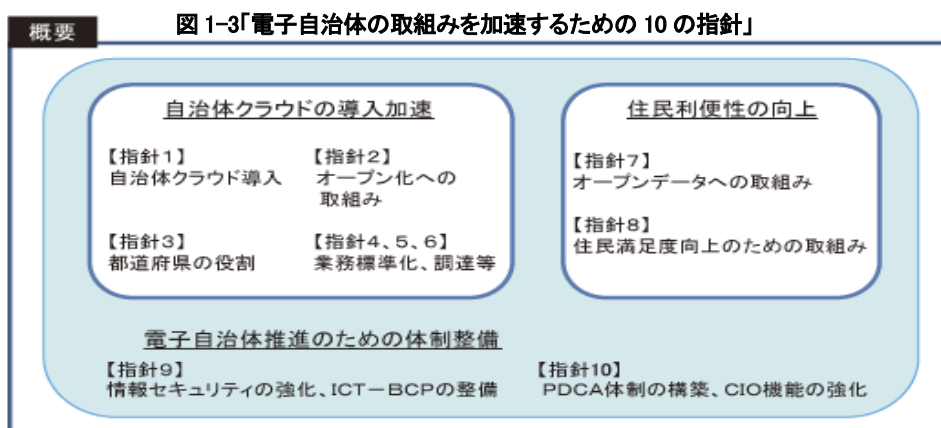
第1次・第2次計画で実現できていない目標項目についても、本計画の中で再検討を行い、現在の社会情勢や技術に合わせた形態で更に推進していきます。

2.2 自治体を取り巻く情報化の動向

近年のスマートフォンや SNS の普及を反映した自治体による SNS の運営や、動画配信等の民間のサービスを利用するという取組が増えています。

また一方で、災害発生時において情報システムに関する業務の継続を確保するため「業務継続計画」(以下、「BCP」という)の策定やクラウドコンピューティング⁸技術を活用した「自治体クラウド」、「L GWAN-ASP」の活用や、情報セキュリティの強化など各自治体で取り組まれています。

こうした情報化の流れを鑑みると、ICT技術を活用し、住民サービスは高度化・多様化しながら全国的に普及し、一方でシステム管理面では情報セキュリティの確保やシステム運用コストの低減を進めるといった、総合的な取組みが求められています。



(出典)総務省「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」

⁶ 高齢者や障害者など、年齢的・身体的な制約条件に関わらず、ウェブ(インターネット)で提供されている情報にアクセスし利用できること。

⁷ 情報セキュリティを守るための基本方針と対策基準のこと。

⁸ データやソフトウェア等がネットワーク上にあるサーバー群にあり、ネットワークを通じてサービスの形で利用することができる新しい利用形態。特に地方自治体が使用するものを自治体クラウドという。

2.3 国の情報化の動向

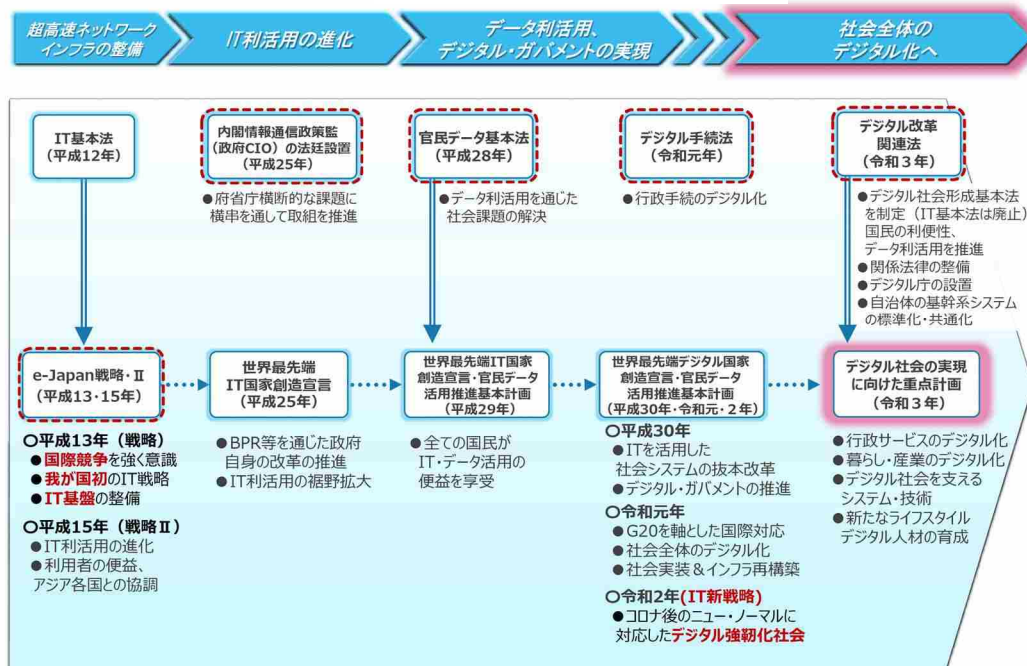
国は、平成13年にブロードバンドインフラの整備に重点を置いた「e-Japan 戦略」、平成15年には ICTの利活用に重点を置いた「e-Japan 戦略Ⅱ」が策定され、国を挙げた情報化の取組を推進したことにより、我が国の情報インフラの整備は飛躍的に進みました。平成25年6月に閣議決定された「世界最先端ICT国家創造宣言」では、2020年(平成32年)までに、世界最高水準のICT利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を官民挙げて推進することとしています。この宣言を踏まえて平成26年に「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」として自治体クラウドの導入の加速、ICT活用による住民利便性の向上、電子自治体推進体制の整備の取り組みが提示されました。

平成28年度には「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」が示され、①国・地方のICT化・業務改革の推進、②自治体クラウドを通じた地方公共団体の情報システムの運用コストの3割圧縮を図るとしています。

平成29年度には「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、すべての国民がIT・データ活用の便益の享受、引き続き、平成30年度策定の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、ITを活用した社会システムの抜本改革、デジタル・ガバメントの推進、翌年令和元年度では同計画で、G20を軸とした国際対応、社会全体のデジタル化、社会実装&インフラ再構築を図るとし、令和2年度にコロナ後のデジタル強靱化社会を目指した同計画「IT新戦略」を策定しました。

令和3年12月には、「デジタル社会のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針」等を定める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。

図 1-4 国の情報化の動向



(出典)内閣官房 IT 総合戦略室「IT 新戦略の概要」より抜粋一部加工

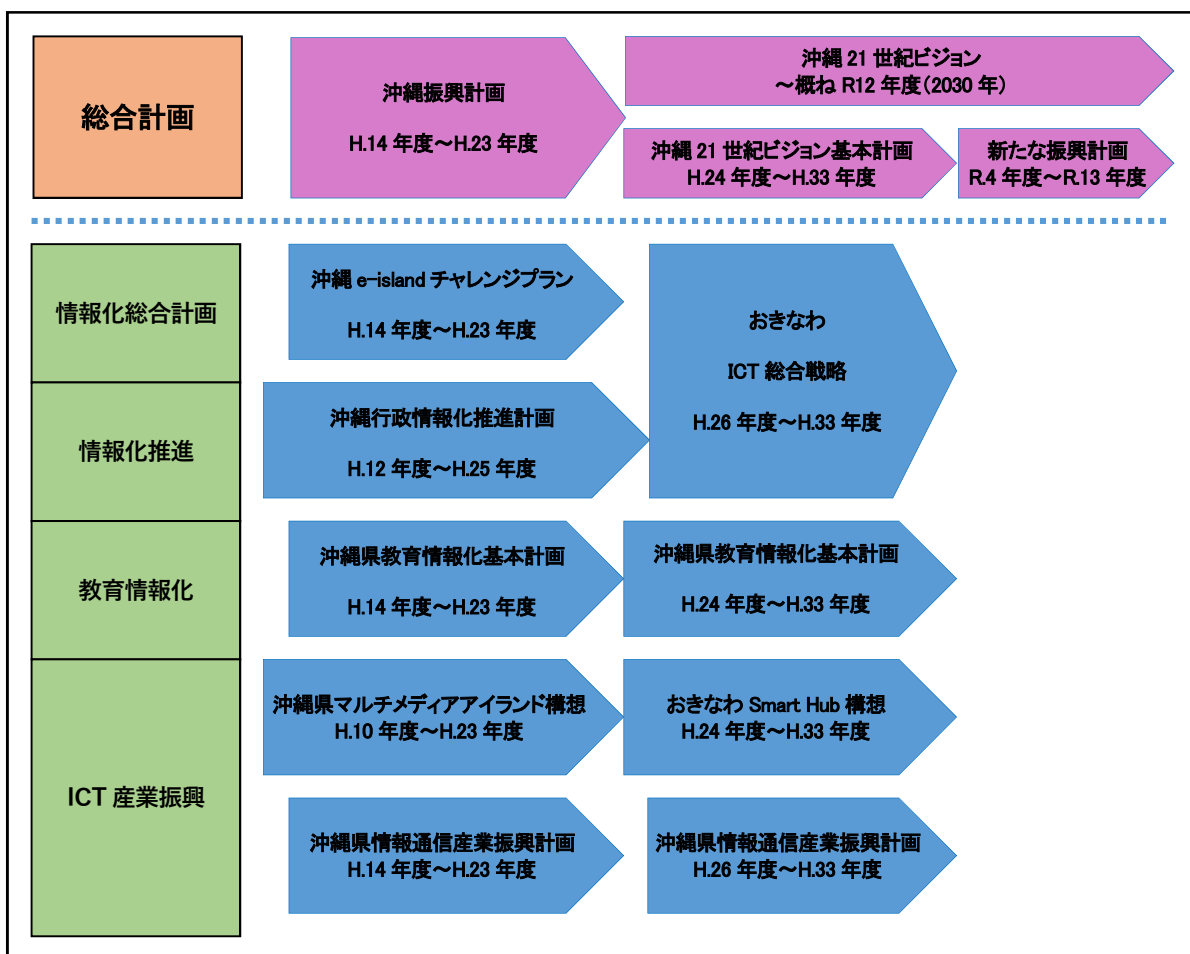
2.4 沖縄県の情報化の動向

沖縄県は平成21年度から平成25年度を対象とする「沖縄県行政情報化推進計画」を策定し、「電子自治体の推進体制の整備」「県民サービスの高度化」「行政運営の効率化・高度化」を基本戦略として情報化を進めてきました。

次いで平成26年度から平成33年度を対象とする「おきなわICT総合戦略」(平成27年3月公表)においては「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわを創るためのICT 推進」を掲げ、ICT の利活用によって、県民の安全・安心で快適な暮らしの実現や産業の活性化、離島地域の活性化、行政運営の効率化を推進することと、その下支えとなる情報通信基盤の整備と人材育成の推進を示しています。

情報化の方向性については、「県民生活」「産業」「行政」の3分野に加えて、その基盤となる「情報通信基盤」及び「人材育成」の計5分野を設定し、分野ごとに取り組むべき施策を提示しました。

図 1-5 沖縄県の情報化の動向



第2章 宮古島の情報化について

1. 基本方針と7つの指針

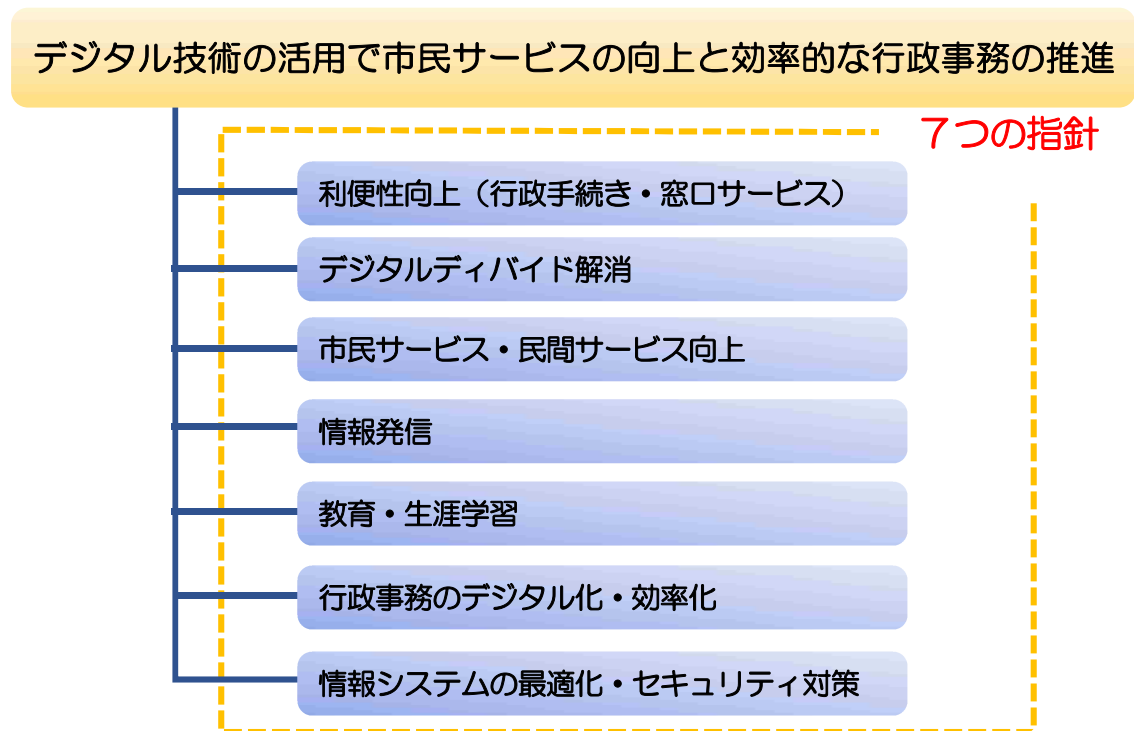
1.1 基本方針

現在の自治体における情報化の動向を鑑みると、住民向けとして、マイナンバー制度活用による行政手続きのオンライン化の拡大やICT、SNSを活用した住民サービスの向上などがあり、また、行政として、LGWAN-ASP活用、自治体クラウド導入、情報システムの標準化による情報化予算の圧縮、ICTを活用したテレワーク⁹などによる多様化した業務形態、アウトソーシング¹⁰の推進による事務負担軽減、などが挙げられます。また、国の動向では、デジタル社会推進のためデジタル庁の設置、自治体DX推進計画など、利用者目線の行政サービス、民間とのデータ連携が求められています。

宮古島市においても、総合庁舎移転、総合窓口導入、支所の規模縮小など市民窓口の形態が大きく変更となったことから、情報通信技術の活用により、さらなる住民サービスの向上が求められています。

そこで、国の施策である「デジタル」推進、利用者目線の「サービス」をキーワードに、本計画の基本方針を「デジタル技術の活用で市民サービスの向上と効率的な行政事務の推進」とし、方針実現の指針として次の7つを掲げ情報化を推進します。また、国が令和2年12月に策定した「自治体 DX推進計画」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容についても、本計画の中で取り組んでいきます。

図 2-1 基本方針と7つの指針



⁹ ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、在宅勤務などがある。

¹⁰ 業務を外部委託すること。

1.2 7つの指針

(1) 利便性向上(行政手続き・窓口サービス)

(課題)

宮古島の行政手続き、窓口サービスについては、総合窓口の導入やコンビニ交付サービスなどを活用した様々なものがあります。しかし、国の制度改正など年々複雑化・多様化する行政サービスや支所機能の整理など、情勢の変化に合わせて市民サービスを更新し続ける必要があります。

(方針)

デジタルを活用して総合窓口のサービス拡大、ワンストップサービスの窓口の設置、各種手続きの省略化・オンライン化を目指します。また、オンラインによる施設予約や SNS 利用などによる便利で使いやすい市民サービスの提供に取り組んでいきます。

(2) デジタルディバイド解消

(課題)

ICTの発展に伴い、スマートフォン、タブレット、パソコンなど様々な情報機器で情報収集やサービスの享受が可能となっています。

他市町村と同様に宮古島市でも高齢化が進み、若年層に比べ高齢者の情報機器利用が困難な状況が情報格差として、市民サービス向上の妨げとなっています。

また、障害者や外国人など、これまでと同様のサービス提供では恩恵を受けることのできない市民や来訪客への対応も課題となっています。

(方針)

すべての市民がICTを利活用できるように支援策やインフラ整備、わかりやすく利用しやすいサービスを提供します。

また、手話サービスや多国籍言語対応などICTを活用してデジタルディバイドを解消していきます。

(3) 市民サービス・民間サービス向上

(課題)

高齢化や核家族化、一人親世帯、IUJターン移住者、観光客など市内には、様々な形態で何万人もの人々が定住や滞在をし、必要とする行政サービスも多様化しています。

同様に産業形態も農林水産業、観光業だけでなくこれまでのデジタル化やICT活用などで、さまざまな行政サービスが可能となってきていますが、当市の取り組みは未だ十分なものではありません。

(方針)

福祉、防災、観光、商工、農林水産業や地域振興など、デジタル技術やオープンデータを活用した、市民サービス向上や産業振興により、地域活性化へつなげていきます。

(4)情報発信

(課題)

市では、ホームページやSNS、動画配信を活用して様々な行政情報を発信してきました。もっとも情報量の多いホームページでは、市民が必要な情報を自らの手で探し出す必要があり、すぐに取得できる仕組みにはなっていません。

また、アーカイブがデジタル化されておらず、必要としても取得することはおろか、その情報が存在することも公開されていないものが多く存在し、その整理、情報公開が必要です。

(方針)

ホームページ上の情報整理、更新頻度を見直し、見やすく探しやすい内容に変更します。

SNSを利用した情報発信も範囲を拡大し、プッシュ型配信によるサービスの向上を目指します。

市の保有する様々な資料のデジタルアーカイブ化を行い、市民が利用しやすい環境を整備します。

観光情報の発信、地域の風土、歴史などの情報を整理、公開を進めます。

(5) 教育と生涯学習

(課題)

学校現場において、GIGA スクール事業やタブレット一人一台配布によりデジタル化、ICT活用の基盤は整備されているが、その利活用に関しては確立されたものはなく手探り状態であり、学校や教育委員会に委ねられている。今後、プログラミング教育やICTを活用した学習指導など大きな変革への対応が必要となります。

生涯学習については、文化財や遺跡などのコンテンツを発信していますが、市史資料を含めて十分なものではありません。また、施設予約等が対面及び紙ベースが中心となっておりデジタル化による利用者の利便性向上が課題となっています。

(方針)

教育現場のデジタル化、ICT活用のため、教員のICTスキル向上、システム導入、学校と家庭間の情報共有ができるPTAなど、子ども、保護者、教師がストレスや負担増にならない仕組み作りを推進します。

生涯学習については、情報発信の充実を図り、施設予約のデジタル化を進めます。

(6) 行政事務のデジタル化・効率化

(課題)

市の行政事務では、様々な情報システムや業務システムが複雑に連携し、運用され日常業務、住民サービスを行っています。

また、システム化されていない業務も多々あり、決裁等も未だ紙ベースで行われており、効率的な運用ができていません。

(方針)

働き方改革、業務プロセスの見直し、業務のシステム化、複数システムの連携、ペーパーレス化、印鑑レスなど、デジタル化とICT活用による効率化・省力化を図ります。

(7) 情報システムの最適化・セキュリティ対策

(課題)

市の情報化推進の基盤となる情報システムについては、国の新たな(方針)が打ち出されるなど情勢は日々変化するため、常に新しい情報を収集し対応する必要があります。

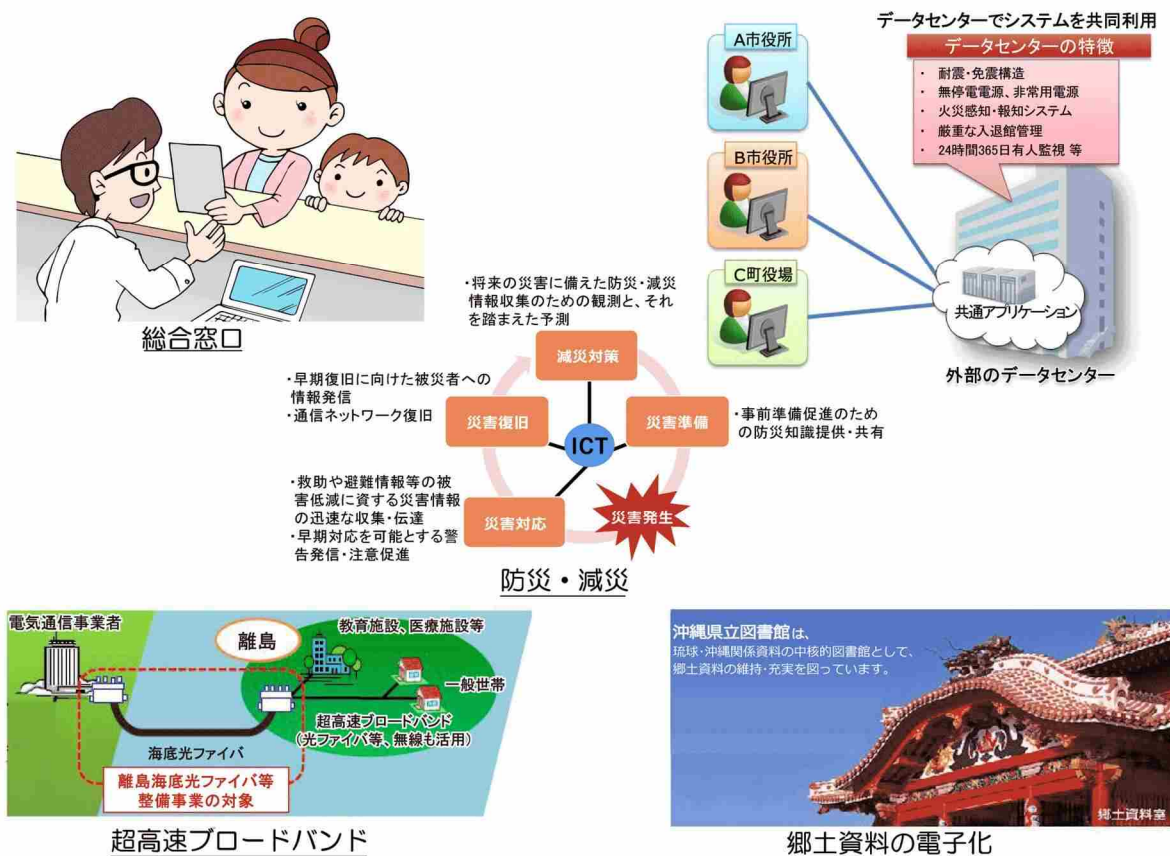
また、クラウドやLGWAN-ASPなど、これまでとは異なったシステム形態も実用レベルとなり、離島である当市でも様々なシステムを導入が可能となってきたことから、システム選定はより複雑化、高度化しています。

それに伴い情報セキュリティ対策も重要となり、専門性と高度な知識を要求され、さらに組織全体による対応が必要となっています。

(方針)

適切な情報システムの構築に向けた仕組み作り、セキュリティ対策に関する組織体制の確立、人材育成、セキュリティ対策の継続的な堅牢性及び個人情報の適正な取扱いの確保を図ります。

図 2-2 施策のイメージ



2. 計画における取り組み

2.1 施策一覧

本市では前述の7つの指針の下、情報化をすすめるために具体的な施策を以下の通り定めまし
た。これらの施策は、推進状況の評価や外部環境の変化によって必要な見直しを行う可能性があり
ます。なお、施策名称に★が付いている施策については、国の「自治体DX推進計画」において示
されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容です。

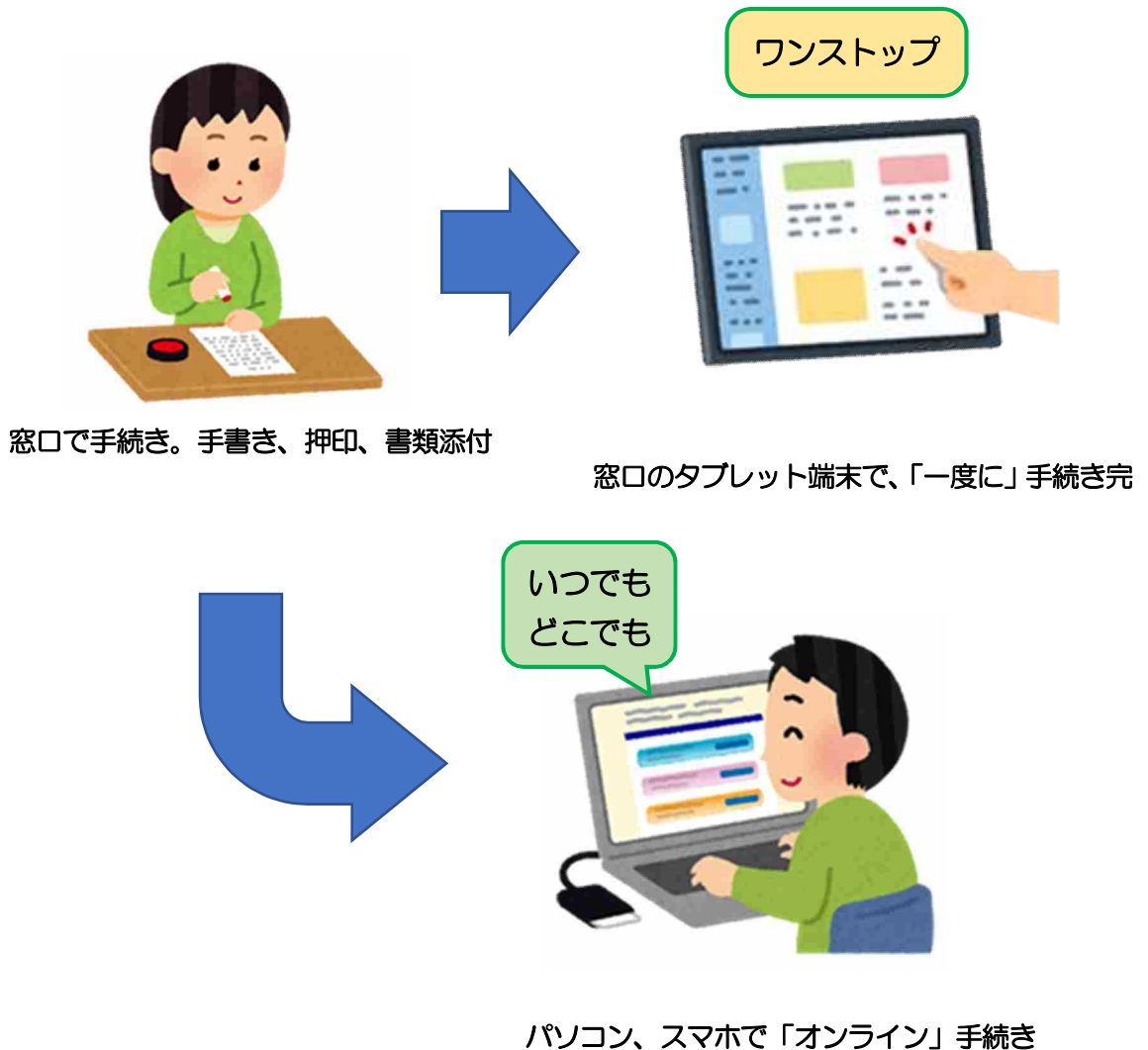
2-3 施策一覧

指 針	施策 番号	施 策
利便性向上（行政手続き・窓口サービス）	1	行政手続きのオンライン化 ★
	2	マイナンバーカードの普及・活用 ★
	3	市民の利便性向上
デジタルディバイド解消	4	デジタルディバイド対策 ★
市民サービス・民間サービス向上	5	オープンデータの推進 ★
	6	ICTを活用した生活支援 ★
	7	各種産業のICT活用
情報発信	8	積極的な情報発信
教育と生涯学習	9	教育のICT活用
	10	郷土資料の電子化
行政事務のデジタル化・効率化	11	行政事務のデジタル化・効率化 ★
	12	テレワークの推進 ★
	13	職員の人材育成・教育
情報システムの最適化・セキュリティ対策	14	システムの標準化・共通化 ★
	15	セキュリティ対策の徹底 ★

2.2 施策詳細

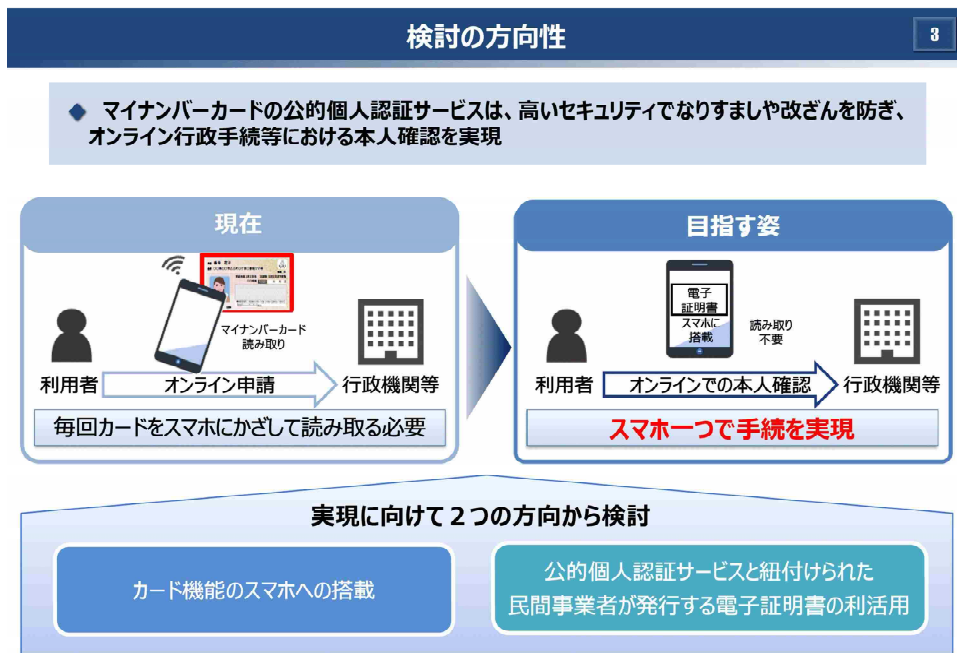
施策番号	行政手続きのオンライン化									
1	<p>政府のデジタル・ガバメント実行計画において定められている「行政手続きのオンライン化」を推進します。</p> <p>具体的には、コンビニ交付のサービス拡大、マイナポータルを活用、書面・押印・対面の見直しにより、窓口に来なくても「いつでも、どこでも」各種手続きができるよう市民の利便性確保と総合窓口によるワンストップサービス拡充も併せて検討、構築します。</p>									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用			国の進める311手続の運用							

図 2-1 行政手続きのオンライン化



施策番号	マイナンバーカードの普及・活用									
2	政府の「マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化」により、各種行政手続への利用を推進し、「行政手続きのオンライン化」の行政サービス基盤としてマイナンバーカードの普及を促進します。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-2 マイナンバーカードの普及・活用



(出典)総務省「方向の検討性」より抜粋



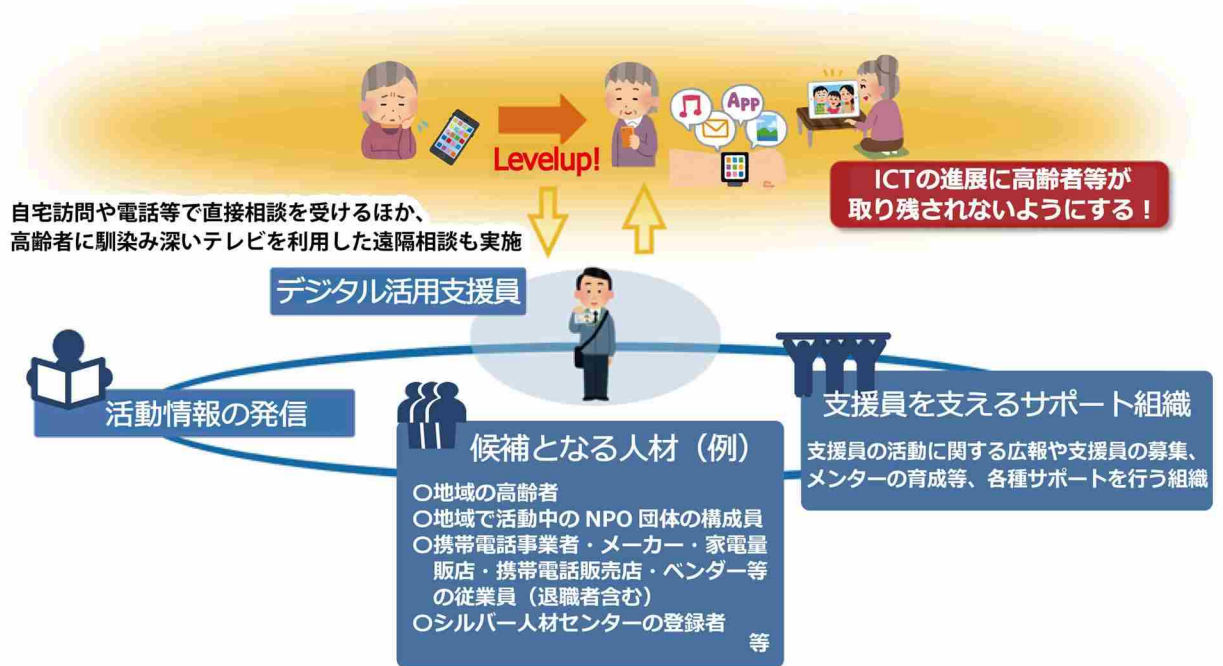
施策番号	市民の利便性向上									
3	窓口の多言語対応、公共料金のキャッシュレス化、公共施設のオンライン予約システム、チャットボットによる問い合わせ対応、公衆Wifi整備などAI・IoTを活用した市民サービスの提供を推進します。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-3 市民の利便性向上

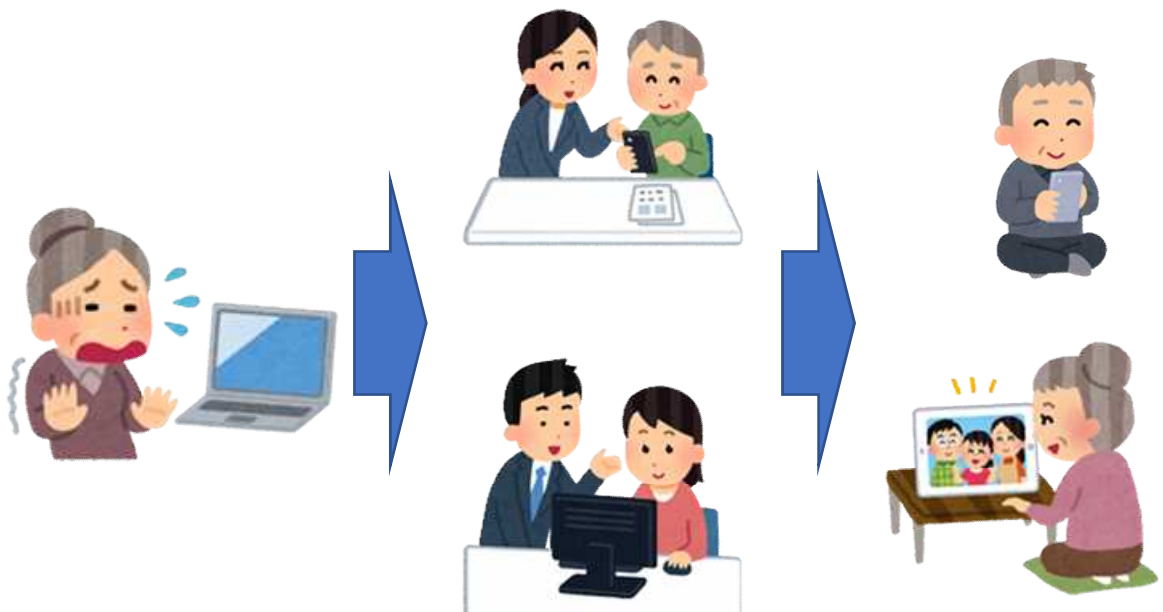


施策番号	デジタルディバイド対策				
4	デジタル機器の操作に不慣れな市民でも、やさしく簡単に利用できるようなデジタル化に取り組みます。また、デジタル機器が身近なものとなるように操作支援などのサポートに取り組みます。				
スケジュール	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
調査・検討					
計画					
開発・構築					
運用					

図 2-4 デジタルディバイド対策

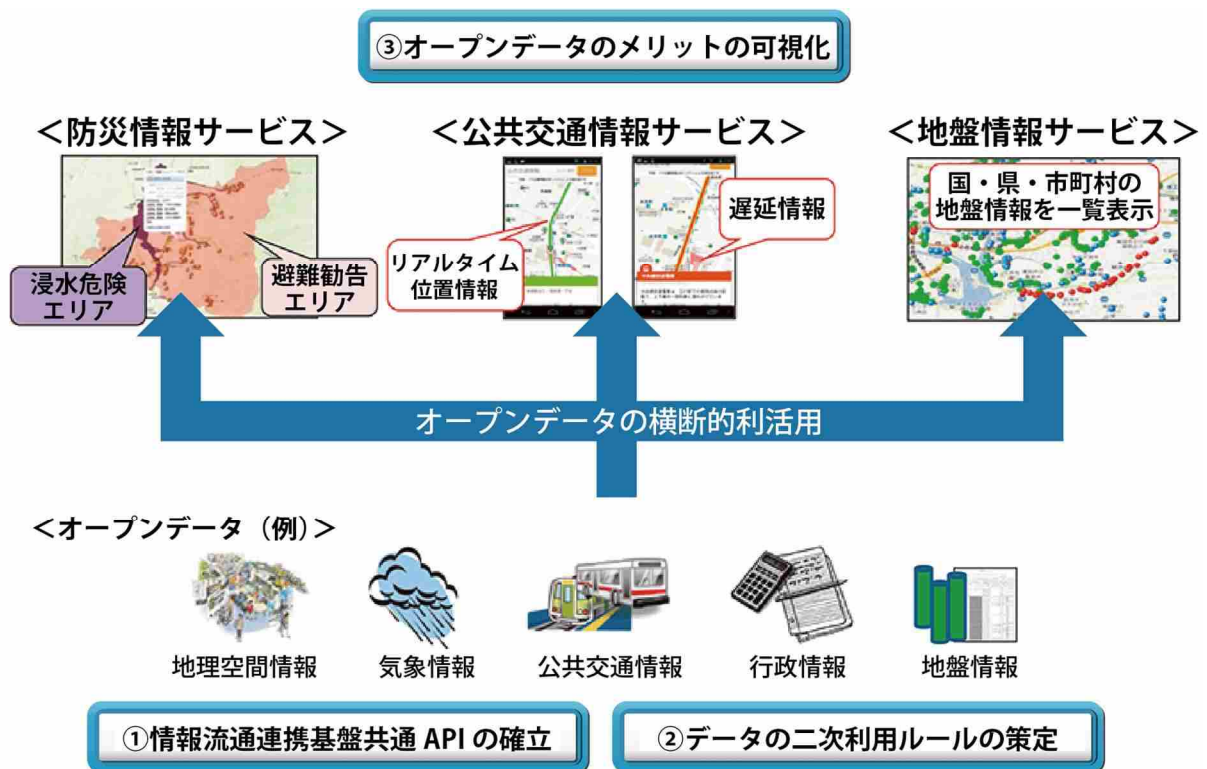


(出典)総務省「令和 2 年度 情報通信白書」より抜粋



施策番号	オープンデータの推進									
5	官民データ活用推進基本法では、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされており、本市においても行政サービスの質の向上を図るため、紙等に保存されている行政情報のデジタル化を進め、官民で利用できる環境を構築します。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

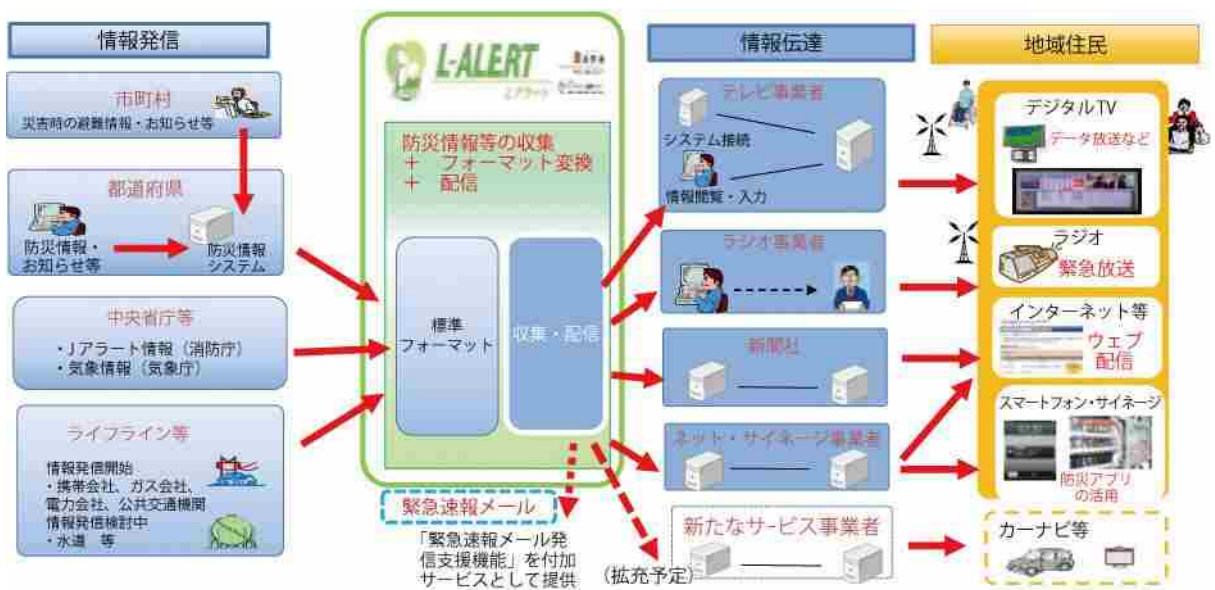
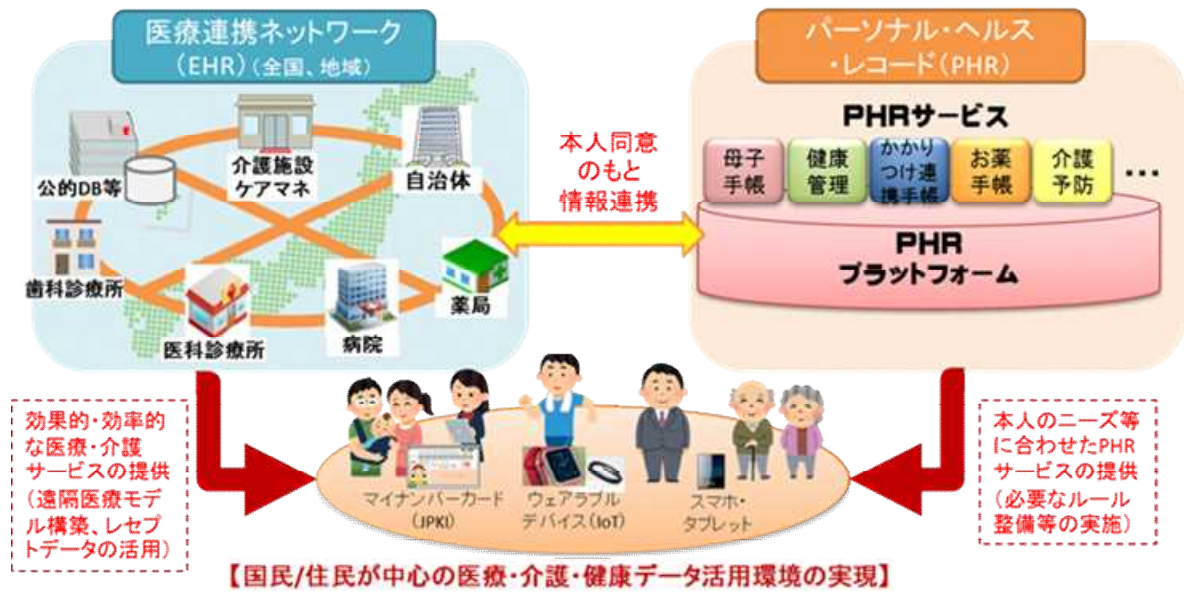
図 2-5 オープンデータの推進



(出典)総務省「総務省の取り組み」より抜粋

施策番号	ICTを活用した生活支援				
6	市ホームページ、防災情報、SNSを活用して情報発信の充実を図り、また、双方向型のスマホアプリやSNSを活用し市民間で情報の共有を図り、市民の力を生かせるICT環境の整備と地域社会全体でのコミュニティ活動を推進します。 また、福祉や健康増進にマイナポータルを活用を推進します。				
スケジュール	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
調査・検討					
計画					
開発・構築					
運用					

図 2-6 ICTを活用した生活支援



(出典)総務省「令和2年度 情報通信白書」より抜粋

施策番号	各種産業のICT活用									
7	<p>地域ブランド情報発信、ICT関連人材育成、Society5.0 に対応したスマート農業、地域商街へのキャッシュレス導入など、ICTを活用し地域産業の情報化を推進します。</p> <p>また、観光産業の活性化を目的として、観光とテレワークを連携した「ワーケーション」の誘致を進めます。</p>									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-7 各種産業のICT活用



施策番号	積極的な情報発信									
8	<p>ホームページ、各種SNS、アプリサービス等を活用し、積極的で効果的な市政情報を発信します。多言語対応、動画、VR、ARなど先端技術を活用した観光情報など発信を進めます。</p>									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-8 積極的な情報発信



施策番号	教育のICT活用									
9	GIGAスクール構想の推進や、ICT学習環境など、教育の情報化を進めるとともに教職員や児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を進める。児童生徒のプログラミング教育や教職員の負担軽減を目的とした校務情報化を進めます。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

施策番号	郷土資料の電子化									
10	市が発行する各種ガイドブック類や広報資料のほか、歴史的・地域文化的な文書や出版物などを含めた資料の電子化により、宮古島の生活や文化に触れる機会を増やし民俗の伝承に寄与すると共に情報提供チャンネルの増加を目指します。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-9 教育のICT活用・郷土資料の電子化



施策番号	行政事務のデジタル化・効率化									
11	多様化・高度化した市民ニーズに対応するため行政サービスは日々複雑化し、業務量は増加の一途をたどっています。職員の負担軽減を図るため、業務の見直しをすすめ、AI・RPA・クラウドなど様々デジタル技術、サービスの活用を推進します。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-10 行政事務のデジタル化・効率化



施策番号	テレワークの推進									
12	職員のワークライフ・バランスを実現するとともに、業務の効率化及び生産性の向上を図るため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができるテレワーク環境を整備する必要があります。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-11 テレワークの推進



自宅でテレワーク



サテライトオフィス
でテレワーク

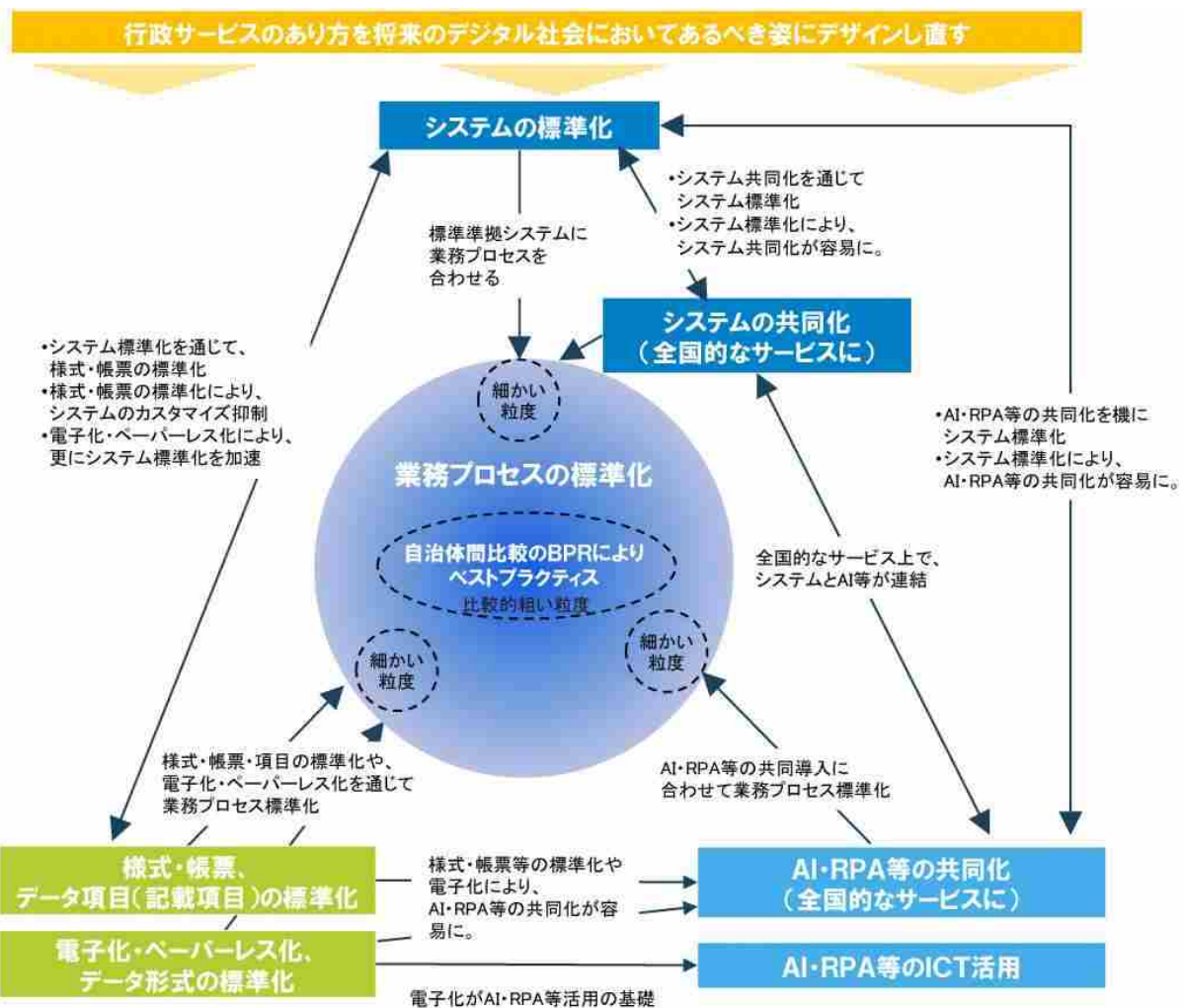


ワーケーション

施策番号	職員の人材育成・教育									
13	行政事務のデジタル化・効率化の推進には、職員の ICT 利活用能力の育成が重要であるため、必要な体制整備と計画的な人材育成を図る必要があります。									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

施策番号	システムの標準化・共通化				
14	国の主導による業務系システムの標準化・共通化への対応を進めるため、業務プロセスの見直し、導入システムのコストダウンを図る。また、自治体クラウドなどシステムの共同利用も検討し、業務システムの効率的な運用を推進します。				
スケジュール	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
調査・検討					
計画					
開発・構築					
運用					

図 2-12 システムの標準化・共通化



(出典)「地方自治体における業務プロセス・システム標準化及び AI ロボティクスの活用に関する報告書」より抜粋

施策番号	セキュリティ対策の徹底									
15	<p>高度化・複雑化する情報セキュリティの脅威から情報資産を守り、情報漏洩、システム障害などによる行政事務、市民サービスの停止などがないように、最新の情報収集、技術導入などにより、セキュリティレベルを向上させていきます。</p> <p>また、堅牢性向上のためクラウド化、職員研修によるリテラシー向上を進めます。</p>									
スケジュール	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
調査・検討										
計画										
開発・構築										
運用										

図 2-13 セキュリティ対策の徹底



第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1.1 推進体制

平成 26 年 11 月「宮古島市情報化推進委員会」が設置され「専門部会」の設置も制定されました。市全体としての取り組みである情報化推進計画の策定及び推進を図るため委員会を常設し、各部門において専門的に協議及び調整を行うため専門部会を設置するとしています。

全庁的に情報化について審議することで、これまでのような課単位での情報化により全体がアンバランスな状態になることを避け、同組織を中心として全体最適化を意識した実効性の高い情報化施策の推進を検討すると共に、計画の策定や見直しの際には、全庁への周知のため説明会を開催し、施策の実施時には各種運用等について研修を行うなど、全庁での取組としての意識向上にも努めていきます。

図 3-1 情報化推進体制

組織名	構成員	役割
情報化推進委員会	委員長：副市長 副委員長：企画政策部長 委員：関係部局長 社会福祉協議会会長 商工会議所副会頭 観光協会青年部長 外部アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> 情報政策の推進に係る基本的な方針および計画の審議 情報システムの構築に係る重要事項の審議 情報システムの調達に係る重要事項の審議 情報システムのセキュリティ対策の審議
専門部会	下図参照	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市における情報化の現状と課題の分析に関すること その他、情報化施策の実施に必要な事項の協議

図 3-2 専門部会構成

専門部会名	構成課
電子自治体推進部会	総務課、財政課、企画調整課、情報政策課、契約検査課、議会事務局、都市計画課、水道総務課
福祉・保健部会	福祉政策課、生活福祉課、児童家庭課、子ども未来課、高齢者支援課、障がい福祉課、健康増進課、国民健康保険課
市民生活部会	税務課、納税課、市民課、環境衛生課、地域振興課
防災部会	防災危機管理課、消防総務課、福祉政策課、障がい福祉課
経済・観光部会	観光商工課、交流推進課、エコアイランド推進課、農政課、畜産課、農村整備課、水産課、農業委員会
教育部会	教育総務課、学校教育課、生涯学習振興課、総合博物館、市立図書館、中央公民館

2. 計画の進捗管理

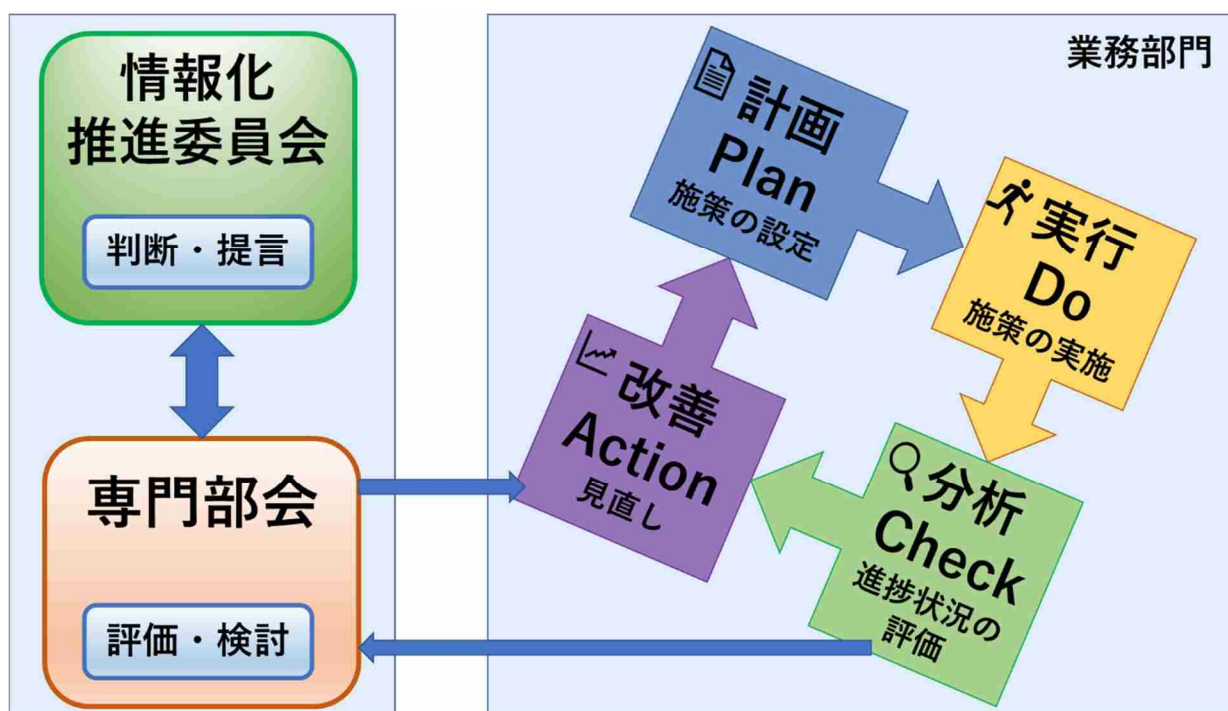
2.1 進捗管理

情報化推進計画に基づく各施策の推進にあたっては、年度ごとの取組内容をまとめた年次計画を策定し、計画の進行を管理します。

毎年、各施策の成果や進捗状況を評価し、現状の問題点や課題を次年度の計画に反映することで、「計画(Plan)→実行(Do)→分析(Check)→改善(Action)」のPDCAサイクルを確立し、効率的かつ効果的なICT施策の実現を目指します。

なお、社会環境の変化、技術進歩、財政状況、国や県の動向などを見極めながら、必要に応じて計画内容の見直しを実施します。

図 3-3 進捗管理の流れ(PDCA サイクル)



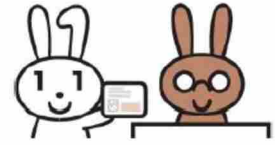
資料編

【参考】マイナンバーカード6つのメリット

マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

券面 を利用



各種行政手続のオンライン申請等に

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。

電子証明書 を利用



本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

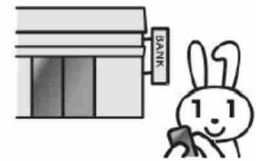
券面 または 電子証明書 を利用



各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。

電子証明書 を利用



様々なサービスがこれ一枚で（※）

市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。

※お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。
詳細は市区町村にお問い合わせください。

券面 または 電子証明書 または アプリ を利用



[マイナンバーカードの普及促進に関する取組状況（サービス別）](#)

コンビニなどで各種証明書の取得に（※）

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

電子証明書 または アプリ を利用

[コンビニ交付サービスについてはこちら](#)



【参考】コンビニ交付サービス

とっても便利「コンビニ交付サービス」

コンビニやスーパーなどでいつでも、どこでも、住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで、土日祝日も対応

どこでも 全国の約55,000店舗で取得できます

現在、740市区町村がサービスを導入しており、導入市区町村の人口は、約10,300万人です。
今後とも、ますます増加する予定です。

[「コンビニ交付サービス」の普及拡大について](#)

① 取得できる証明書(※)

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 住民票記載事項証明書
- 各種税証明書
- 戸籍証明書
- 戸籍の附票の写し

※お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。



[コンビニ交付サービスを提供している市区町村についてはこちら](#)

広がる使いみち「電子証明書」

マイナンバーマイナンバーカードに搭載された電子証明書でさまざまなメリットを利用することができます。
電子証明書を利用できる場面は、どんどん拡大する見込みです。
電子証明書は、以下2種類です。

署名用の電子証明書

- インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

電子申請(e-Tax等)
民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録など

- 「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。

利用者証明用の電子証明書

- インターネットサイトやキオスク等にログイン等する際に利用します。

行政のサイト(マイナポータル等)へのログイン
民間のサイト(オンラインバンキング等)への
ログイン
コンビニ交付サービス利用 など

- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。

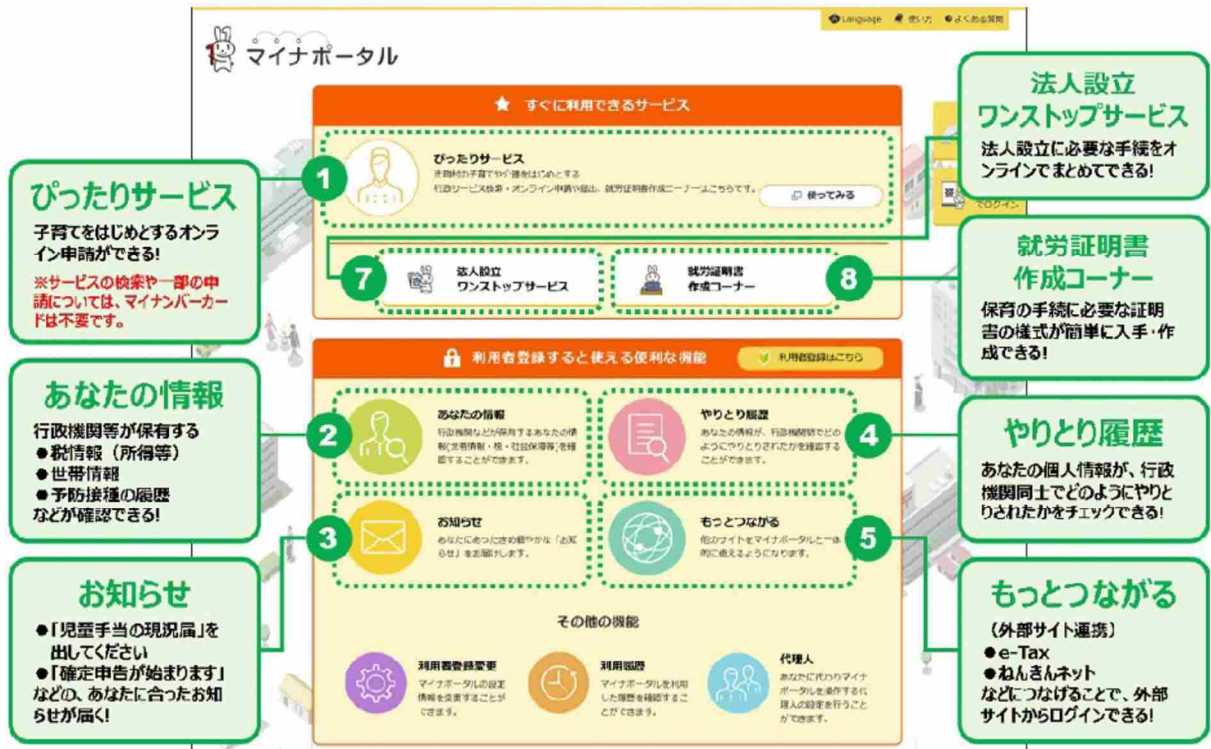
【参考】マイナポータルとは

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。

マイナポータルでできること

マイナポータルにログインすることで様々なサービスを利用できます。

※一部の機能のご利用には、マイナンバーカードは不要です。



参考文献等リンク集

- 1 宮古島市総合計画
<https://www.city.miyakojima.lg.jp/gyosei/kihonkeikaku/dai2jimiyakojimasisougoukeikaku.html>
- 2 BCP
地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン
http://www.soumu.go.jp/main_content/000145527.pdf
- 3 自治体クラウド
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/
- 4 世界最先端IT 国家創造宣言
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/it_kokkasouzousengen.pdf
- 5 電子自治体の取り組みを加速するための10の指針
http://www.soumu.go.jp/main_content/000281450.pdf
- 6 経済財政運営と改革の基本方針2016
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>
- 7 日本再興戦略2016
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf
- 8 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/siryou1.pdf>
- 9 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryou1.pdf>
- 10 IT新戦略
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/tihou/dai4/siryou1.pdf>
- 11 デジタル社会の実現に向けた重点計画
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf
- 12 マイナンバー
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- 13 コンビニ交付
<https://www.lg-waps.jp/>
- 14 通信利用動向調査
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

用語解説

	用語	意味
1	ICT	情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどのこと。IT、情報通信技術とも言う。
2	ブロードバンド回線	FTTHやADSLなどの高速・大容量通信を可能とするインターネット回線のこと。
3	モバイル通信環境	無線を利用した通信のこと。特に携帯電話会社などが提供するデータ通信環境をさす。
4	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス。インターネット上の交流（コミュニケーション）を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。Facebook（フェイスブック）やtwitter（ツイッター）などがある。
5	ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者など、年齢的・身体的な制約条件に関わらず、ウェブ（インターネット）で提供されている情報にアクセスし利用できること。
6	セキュリティポリシー	情報セキュリティを守るための基本方針と対策基準のこと。
7	クラウドコンピューティング	データやソフトウェア等がネットワーク上にあるサーバー群にあり、ネットワークを通じてサービスの形で利用することができる新しい利用形態。特に地方自治体が使用するものを自治体クラウドという。
8	プッシュ型通知	データやコンテンツが利用者の端末に自動的に配信されること。
9	テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、在宅勤務などがある。
10	アウトソーシング	業務を外委託すること。
11	マイナポータル	政府が中心となり運営するオンラインサービスで、電子申請で行政手続きができたり行政からのお知らせが自動的に届いたりする。
12	公衆無線LAN	観光スポットなどで、無線LANによるインターネットが無料で利用できるサービス。
13	SOHO	スモールオフィス・ホームオフィス。パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などで行う事業者。
14	インキュベート施設	起業家や新しいビジネスを支援する施設。
15	テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、在宅勤務などが含まれる。
16	デジタルディバイド	情報格差とも言われる。ICT（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差。
17	GIS	地理情報システム（geographic information system）。文字や画像などを地図と結びつけて、さまざまな情報を統合したり、分析したり、分かりやすく地図表現したりすることができる仕組み。
18	J-LIS	地方公共団体情報システム機構。地方公共団体が共同して運営する組織で、情報化推進を支援するための各種事業を実施している。
19	eラーニング	主にインターネットを利用した学習形態。
20	ICTリテラシー	コンピュータ等の情報機器を使いこなす能力と、そこから得られる情報を有効に利活用する能力。

第3次 宮古島市情報化推進計画
令和4年3月 発行

発行 沖縄県宮古島市 企画政策部 情報政策課
〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
TEL：0980-72-1689（直通）
